（違反に対する決定）

第11条　（略）

2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。

3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4　公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

（規則の制定）

第12条　（略）

2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

ただし、平成三十二年三月三十一日までに製造される飲用乳に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（違反に対する決定）

第11条　（略）

2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。

3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4　公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

（規則の制定）

第12条　（略）

2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の施行に伴い、平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号、平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号及び平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　小此木八郎
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治
防衛大臣　小野寺五典

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係	（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係